

# 「とよた世間遺産」 認定事業について

## 1 「世間遺産」の用語について

### (1) 「世間遺産」の語源

「世間遺産」は、2007年に出版された藤田洋三の写真集『世間遺産放浪記』（石風社）で紹介された名称です。その意味するところは、『世間遺産放浪記』及び、その続編ともいえるべき『世間遺産放浪記 俗世間編』（2011年 石風社）の中から関連する語句を引いてみると、下記のような例を挙げるすることができます。

#### ① 『世間遺産放浪記』より

- ・誰も気に留めない。誰も語らない。けれども知っている
- ・無形で風土的でプリミティブ
- ・暮らしの中から生まれた、その土地にしか存在しない／それぞれの営みと形と場所をもっている
- ・美以前の用。用の結果の美。無名の美。／「用」の結果としての「美」／長く人の生業や暮らしとともにあった、「用の結果としての美」としての建築や道具
- ・「ゲニス（人）」と「ロカス（土地）」の、忘れがたい物語の一つ／人と土地にまつわる地霊の物語

#### ② 『世間遺産放浪記』より

- ・無名の人々が残した手仕事遺産
- ・脈々と受け継がれた技術史、そして生活史も潜んでいる
- ・無名で風土的、素朴で田舎的、自然発生的で土着的
- ・泥臭さ、土臭さが世間遺産の条件

上記の他に、『世間遺産放浪記』の中では、世間遺産と出会う旅を「ただ過去の思い出を受け取ることでなく、これまでとは違う未来を探すための旅」としている行があり、これは単に過去の遺物というだけではなく、未来の資産として伝えるべきものとしての意味を付与したものと解釈されます。

### (2) 「世間遺産」の要件

藤田の記述は断片的で、項目を挙げて明確に定義されているわけではありませんが、上記に挙げた語句が表す趣旨＝「世間遺産」の要件として、次の事柄を抽出することができます。

- ・無名であること
- ・その土地や関わる人の物語（歴史・文化）を持っている、または表していること
- ・風土的であること
- ・用の結果としての美であること

この他に藤田は「泥臭さ」「土臭さ」を世間遺産の条件としていますが、それは洗練性の否定ではなく、独自様式・物語性の有無として捉えておきます。

## 2 「とよた世間遺産」の定義

「とよた世間遺産」は、藤田によって提案された「世間遺産」の要件を踏襲しつつ、そこに「とよた」という地理的・文化的な範囲の設定と、「世間遺産」の要件の有無を判断する視点として「面白さ」という価値を付け加えます。そして、「とよた世間遺産」の定義として、下記の項目を掲げます。

- ①豊田市域に所在するモノ・コト・ヒトであること
- ②そのモノ・コト・ヒトにまつわる固有の物語が確認でき、かつ公表できること
- ③文化財指定等、公的に価値を認められていないこと
- ④未来に語り継ぎたいと思わせる「面白い」という価値を持つこと
- ⑤個人の思想等を表現・主張するための「作品」ではないこと
- ⑥他者の共存を否定する等の反社会的なものではないこと

これらは、世にもてはやされる世界遺産ではありませんが、私たちが暮らす地域・とよたをより面白くする魅力に富んだ事柄です。それらを「とよた世間遺産」として顕彰し、その活用を図ることによって、より地域を面白くしたいと考えています。そして、この認定を行うための活動（募集・調査・確認・認定・活用等）自体も「とよた世間遺産」が意味するコトの一つでもあります。

## 3 認定について

とよた世間遺産の認定は、自薦他薦または調査により挙げられた候補物件の中から、地域人文化学研究所が審査を行い、認定します。

認定審査（要件審査）は地域人文化学研究所の理事会が行い、決定は代表理事が行います。審査自体は非公開としますが、審査過程は要望に応じて理事会の判断により公開することができるものとします。

認定については、モノの所有者やコトの代表者、またはそのヒト本人の了解を得るものとします。無主物等の場合は、臨機応変に（勝手に）認定させていただきます。

認定に関する詳細については、別に定める要領により定めます。

## 4 認定した遺産の取り扱いについて

とよた世間遺産に認定した遺産（以下、認定遺産）の取り扱いについては、概ね下記のとおりとします。

- ・証書・記念品等を所有者等に贈呈し、認定されたことを証するとともに顕彰する
- ・認定遺産に対する保存や保全についての規制や義務は設けない
- ・地域人文化学研究所のHP等で広報し、必要に応じて活用を図る

## 5 その他

「とよた世間遺産」の名称及び認定に関わる権利は地域人文化学研究所に属し、その運用・管理等については、地域人文化学研究所が主体的かつ柔軟に行います。ただし、他の主体が「とよた世間遺産」に認定されたモノ・コト・ヒトを活用することや、「とよた世間遺産」の活動に参加することについて、制限等を設ける予定はありません。